

○鳥取市市民活動の推進に関する条例施行規則

平成15年3月28日

鳥取市規則第16号

改正 平成17年3月30日規則第27号

平成20年9月24日規則第54号

(題名改正)

平成28年3月31日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本条…一部改正〔平成20年規則54号〕)

(登録の申請及び通知)

第2条 条例第8条第2項に規定する申請は、市民活動団体登録申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、市民活動団体登録結果通知書(様式第2号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(1項…一部改正〔平成20年規則54号〕)

(登録団体の公表)

第3条 市長は、条例第8条第3項の規定により市民活動団体を登録したときは、当該団体(以下「登録団体」という。)を市民活動団体登録簿(様式第3号)に記載し、市長が定める場所に備え置いて、公表するものとする。

(本条…一部改正〔平成20年規則54号〕)

(登録事項の変更)

第4条 条例第8条第4項に規定する書類の提出は、市民活動団体登録事項変更届(様式第4号)を市長に提出することにより行うものとする。

(本条…一部改正〔平成20年規則54号〕)

(登録の取消し)

第5条 市長は、条例第8条第5項の規定により登録団体の登録を取り消したときは、登録団体取消通知書(様式第5号)により、当該登録団体に通知しなければならない。

(本条…一部改正〔平成20年規則54号〕)

(活動状況の報告)

第6条 条例第8条第6項に規定する書類の提出は、登録団体活動状況報告書(様式第6号)を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の登録団体活動状況報告書は、毎年度終了後2か月以内に提出するものとする。

(1項…一部改正〔平成20年規則54号〕)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日規則第54号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の各規則の規定により作成される用紙は、施行の日以後に行う処分について使用し、同日前までに行う処分については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により作成され、使用されている用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

市民活動団体登録申請書
(行政サービス参入)

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 団体の名称
代表者住所
代表者氏名

鳥取市市民活動の推進に関する条例第8条第2項の規定により行政サービス参入のための登録を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|-------------------------|---|
| 団 体 の 名 称 | |
| 代 表 者 氏 名 | |
| 主 たる 事 務 所 及 び 連 絡 先 | TEL |
| 団体の目的及び活動内容 | |
| 主 な 活 動 地 域 | |
| 添 付 書 類 | 1 規約又は会則 2 役員名簿 3 会員名簿 4 会計に関する事項を記載した書類 (本年度の予算及び前年度の決算) |
| 備 考 | |

様式第2号(第2条関係)

市民活動団体登録結果通知書
(行政サービス参入)

年 月 日

様

鳥取市長



年 月 日付けで申請のありました行政サービス参入のための登録については、審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

- | | | |
|---------|------|-------|
| 1 決定区分 | 登録する | 登録しない |
| 2 登録団体名 | | |
| 3 登録年月日 | | |
| 4 理 由 | | |

(登録しないことと決定したとき)

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第3号(第3条関係)

市民活動団体登録簿
(行政サービス参入)

| | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|
| 1 登録年月日 | | | | |
| 2 名 称 | | | | |
| 3 所在地等 | | | | |
| 4 代表者氏名 | | | | |
| 5 規約、会則 又は活動 内容 | | | | |
| 6 会 員 数 | | | | |

様式第4号(第4条関係)

市民活動団体登録事項変更届
(行政サービス参入)

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 団体の名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

鳥取市市民活動の推進に関する条例第8条第4項の規定により、次のとおり登録事項を変更したので届け出ます。

| | |
|---------|--|
| 1 登録年月日 | |
| 2 届出区分 | (1) 団体の会則又は規約の変更 (2) 団体の名称の変更 (3) 代表者の変更 |
| 3 内 容 | 新 |
| | 旧 |

様式第5号(第5条関係)

登録団体取消通知書
(行政サービス参入)

年 月 日

様

鳥取市長 印

鳥取市市民活動の推進に関する条例第8条第5項の規定に基づき、次の理由により、行政サービス参入のため貴団体の登録を取り消したので通知します。

- 1 取消し日
- 2 取消し理由

(教示)

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

登録団体活動状況報告書
(行政サービス参入)

鳥取市長 様

申請者 団体の名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

鳥取市市民活動の推進に関する条例第8条第6項の規定により、活動状況を次のとおり報告します。

- 1 会員数
- 2 活動内容
- 3 収支の状況

| 収 入 | | 支 出 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 項 目 | 金 額 | 項 目 | 金 額 |
| | 円 | | 円 |

- 4 備 考

様式第1号（第2条関係）

（本様式…一部改正〔平成20年規則54号〕）

様式第2号（第2条関係）

（本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕、一部改正〔平成28年規則15号〕）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

（本様式…一部改正〔平成20年規則54号〕）

様式第5号（第5条関係）

（本様式…全部改正〔平成17年規則27号〕、一部改正〔平成20年規則54号・28年15号〕）

様式第6号（第6条関係）

（本様式…一部改正〔平成20年規則54号〕）